「JNLA登録の一般要求事項(JNRP21)」の改正要旨

平成26年5月14日 IAJapan製品認定課JNLAチーム

1. 改正理由

I. 登録に関する一般要求事項について、5.9 を新設すると共に、5.10 の内容を見直すための改正を行う。

II. 第2部 登録試験事業者に関する事項のうち、1.2 試験証明書の発行、1.3 登録の引用について、1.7 変更届及び2.事業の承継の内容を見直すと共に、同第3部 国際MRA対応認定試験事業者に関する事項のうち、4. 認定の一時停止、取消しの条件に「IAJapan技能試験に関する方針(URP24)に適合しない」を追加し、別紙 2 標章の使用可能な例に名刺への使用を追加するための改正を行う。

附属書(参考)JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針(別紙 2)について、APLAC TC 004 の日本語訳を 2 項全体とし、かつ、最新のものに変更するための改正を行う。

2. 主な改正内容

- ◆5.9 試験結果の品質保証を追加する。【 I.5.9 項】
- ◆5.10 に登録範囲内の試験結果が含まれない場合を追加する。【 I.5.10 項】
- ◆5.10.2(3)を 5.10.3 に移設する。【 I . 5.10.3 項】
- ◆旧 5.10.5 を 5.10.3 に変更すると共に、不確かさを考慮せずに仕様適合性を表明する場合について、APLAC TC004 と整合させる。【Ⅰ.5.10.3 項】
- ◆.5.10.6 下請負契約者による試験結果を含む場合の試験証明書の表記方法を変更する。 【 I . 5.10.6 項】
- ◆Ⅱ.第2部1.2 試験証明書発行の禁止事項を明確にする。【Ⅱ.第2部1.2項】
- ◆ II.第 2 部 1.3 標章を使用する場合の登録の引用方法について見直す。【 II.第 2 部 1.3 項】
- ◆Ⅱ.第2部2.事業の承継:工業標準化法第60条に整合させるため、「登録試験事業者の 分割」を追加する。【Ⅱ.第2部2項】
- ◆II.第2部5.登録等の決定に関する試験事業者の権利:不服申立ての対象に「登録拒否」 を追加する。【II.第2部5項】
- ◆ II.第3部4.認定の一時停止、取消し: IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)に適合しない場合を追加する。【II.第3部4項】
- ◆別紙2:標章の使用可能な例に、名刺への使用を追加する。【別紙2】
- ◆附属書の参考 2: APLAC TC 004 の日本語訳を 2 項全体とし、かつ、最新のものに変更する。【附属書(参考)別紙 2】
- ◆その他全体的な字句の加除訂正。【全体】

3. 今後の予定

本案の改正期日は、平成26 年7 月1 日を予定している。